議案第70号

調停を成立させることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、さいたま簡易裁判所道路敷地明渡請求調停事件に関し、下記のとおり調停を成立させることについて議決を求める。

平成27年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

1 調停条項

- (1) 相手方は、申立人から、本件土地を取得するため、申立人に対し、総額39, 766,500円を支払う。
- (2) 申立人は、本件土地に、所有権以外の権利を設定せず、相手方が分筆登記及び 所有権移転登記をするために必要な関係書類を相手方に提出する。
- (3) 申立人は、本件土地の相手方への所有権移転登記完了後、(1)の金員を相手方に 請求することができ、相手方は、適法な請求を受けた日から、30日以内に、申立人の口座に支払う。
- (4) 申立人は、その余の申立てを取り下げる。
- (5) 申立人及び相手方は、申立人と相手方との間には、本調停条項に定めるほか、 本件に関し、債権債務のないことを確認する。
- (6) 調停費用は、各自の負担とする。
- 2 事件の概要 平成23年1月13日に、申立人から、本件土地は権原なく道路と して使用されているとして、所有権に基づき本件土地の明渡しを求め られたもの。